

5 / 19 (金) の行事

報道発表資料の配付日時 5月12日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度第1回北海道文化財保護審議会の開催について		
記者レクのお知らせ		発表者	
		発表場所	
概要	<p>道教委では、附属機関として北海道文化財保護審議会を設けています。 この審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、また、これらの事項に関して教育委員会に建議することとなっており、14人の学識経験者や関係行政機関の職員により構成されています。 今年度第1回の審議会を次の日程で開催しますのでお知らせします。</p> <p><input type="checkbox"/>日時: 5月19日(金)10時00分～ <input type="checkbox"/>場所: 道庁別館 教育庁7F教育委員会室 Web会議方式(Zoom)と併用して実施します。 <input type="checkbox"/>議事: 1. 報告事項 ・文化財の指定(登録)の状況について ・縄文遺跡群の学校教育への活用について ・北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針について 2. 協議事項 ・道指定文化財への指定に向けた取組について <input type="checkbox"/>その他: 協議事項は非公開の予定ですので、御承知おきください。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 傍聴は、開催場所へ直接お越しいただくほか、Web会議方式(Zoom)による参加も可能ですので、Web会議方式(Zoom)参加を希望される場合は、所属・職・氏名・電子メールアドレスを下記担当までお知らせください。</p>		
担当 (連絡先)	<p>教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係 担当: 課長補佐 本間 雅章 (内線 35-604) ダイヤルイン 011-204-5749</p>		

北海道文化財保護審議会傍聴要領

(令和4年(2022年)9月9日 北海道文化財保護審議会決定)

1 傍聴手続き

- (1) 北海道文化財保護審議会の会議(以下「会議」という)の傍聴を希望する方は、事前に電話で申し込むか、当日、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴者は、10名以内とします。先着順とし、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については、別に許可します。

2 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守してください。

- (1) 私語等つつしみ、静粛に傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 飲食(軽飲料を除く)はできません。
- (3) 写真撮影、録画、録音等できません。ただし、会長(部会においては部会長)が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守らない場合は、退室していただく場合があります。

4 オンライン開催時の特例

Web会議システムによるオンライン開催時の取扱いを次のとおり定めます。

- (1) 傍聴者の定員はWeb会議システムの使用に応じ別に定めるものとし、決定方法は上記1の(2)を準用します。
- (2) 傍聴希望者は、別に定める期日までに、氏名・住所や電子メールアドレスを事務局に届け出るものとします。
- (3) 事務局は決定した傍聴者に対し、届け出のあった電子メールアドレス宛てにWeb会議参加に必要なパスワードなど傍聴に必要な事項を連絡します。
- (4) 傍聴者は、Web会議参加時に傍聴者のビデオ(カメラ)、マイクをオンにすることはできません。
- (5) 通信回線や機器の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、本審議会はその責を負いません。